

2021年9月15日

PETボトル協議会

PETボトルリサイクル推奨マーク運用規則

第1章 総則

第1条 目的

PETボトル協議会は、回収した使用済みPETボトルを再生利用し製造した商品に、“PETボトルリサイクル推奨マーク（以下「推奨マーク」という）”を付与することにより、その商品のPETボトルリサイクルに寄与している側面の情報を広く社会に提供することで、消費者に環境負荷低減に寄与する商品の選択を促し、PETボトルのリサイクルを推進し、よって循環型社会の実現に貢献することを目的とする。

第2条 対象となる商品の基本的要件

推奨マークの対象となる商品は、国内で販売される商品で、以下の要件を満たし、これを消費者に推奨することがPETボトルのリサイクル推進に効果が期待できるものとする。

- ①日本国内で消費され回収された使用済み「指定PETボトル」を再生したPET樹脂であるフレーク、ペレットまたはパウダーを、商品の「主要構成部材」の原料として一部ないし全てを利用しているもので、「PETボトルリサイクル推奨マーク認定基準」に適合していること。
- ②商品の品質および安全性については、商品の関係法令や業界基準等に適合していること。
- ③商品の製造および使用において、PETボトル再生材を用いることが環境負荷を増大させないこと。

第2章 推奨マーク商品の認定について

第3条 推奨マーク商品の認定の申請

日本国内で販売される商品の製造または販売を行う事業者でその商品に推奨マークを付けることを希望する場合は、別に定める「PETボトルリサイクル推奨マーク商品認定申請書」に従い、「証明書」を添付して認定申請を行う。

- ①申請と認定は、商品カテゴリーとブランド名によって識別され、申請書の記載内容によって規定されるものを申請単位の対象として行う。
- ②上記①で規定される申請単位において複数の固有商品を有する場合は、1件で複数の商品の申請を認める。該当する固有商品名はすべて記載することとし、記載スペース上の支障があれば別紙に記載することでもよい。

第4条 申請先

推奨マーク商品の認定の申請先は、PETボトル協議会とする。

第5条 審査・決定

推奨マーク商品の認定の審査は、推奨マーク認定委員会が月1回開催する委員会毎に行い決定する。

審査は以下の項目につき厳正に行われる。

- 1) 商品の妥当性
- 2) メーカーの適合性
- 3) 環境への影響

なお、申請書・証明書は毎月25日必着でPETボトル協議会に送付されれば、翌月の推奨マーク認定委員会で審議される。

第6条 認定登録料

推奨マーク認定登録料は申請単位1件につき1万円とする。

なお、推奨マーク使用者側の事由により推奨マークの使用を中止した場合には、既納の認定登録料は返還しない。認定取消の場合も同様とする。

第7条 有効期間

有効期間は初回の登録料支払日から起算して2年間とする。継続認定の場合は、前回認定期限日の翌日からの2年間とする。

第8条 推奨マーク商品の変更、申請書記載内容の変更等

一つの申請単位に包含される固有商品に変更あるいは種類の増減があった場合は、遅滞なく変更・修正後の固有商品の一覧表をPETボトル協議会に提出する。

- ①固有商品の変更あるいは種類の増減にかかる届けは無償で受け付ける。
- ②PETボトル協議会が計測する推奨マーク商品認定数は、固有商品数による。
固有商品が複数ないものは1件の申請単位を1点とする。
- ③固有商品以外の申請書記載内容に変更がある場合は、PETボトル協議会に問合せのうえ、指示に従って変更の手続きを行う。

第9条 継続手続

有効期限が近づいた認定済みの推奨マーク商品の更新を希望する推奨マーク使用者は、有効期間満了の1ヶ月前までに、「PETボトルリサイクル推奨マーク商品認定申請書」に従って更新申請を行い、推奨マーク認定委員会が継続認定の審査を行う。更新認定登録料は申請単位1件につき1万円とする。

第3章 推奨マークの使用について

第10条 推奨マークの使用

推奨マーク商品の認定を受けた商品には、推奨マークを使用することができる。なお、その商品の広告・宣伝に際しても、可能な範囲で推奨マークの趣旨等を紹介することによって、リサイクルに関する消費者の理解を深めるようにすることが望ましい。

第11条 推奨マークの使用方法

推奨マークの使用にあたっては、別に定める「PETボトルリサイクル推奨マーク使用の手引」を遵守すること。

第12条 不当な表示等の回避

推奨マーク商品の広告等にあたっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関連法令を遵守するとともに、消費者に誤解を与えるような表示、または表現を避けること。

第13条 推奨マークの使用状況等の報告・調査

- ①PETボトル協議会が求める場合、推奨マーク使用者は、製品、包装紙、カタログ、その他推奨マーク使用のサンプルを提出する。
- ②PETボトル協議会は、推奨マークの適正な使用を図るため、推奨マーク使用者に対し推奨マークの使用状況、推奨マーク商品の製造・販売状況等について報告を求め、または必要な調査を行うことがある。

第14条 推奨マーク認定の終了、取り消し等

- ①認定済みの商品が認定有効期限を過ぎても更新手続きが行われない場合、認定委員会において所定の手続き後に認定終了、または認定失効となる。
- ②認定済みの商品が、「PETボトルリサイクル推奨マーク認定基準」に示された要件を満たすことができなくなった場合は、認定有効期限を待たず認定終了となる。
- ③「PETボトルリサイクル推奨マーク商品認定申請書」の記載内容に虚偽があった場合や、推奨マークが不正に使用された場合等は、推奨マーク商品の認定の取消し、その他の必要な措置をとる。
- ④推奨マーク商品の認定が終了、失効あるいは取り消されたときは、該当の商品は認定委員会が定めた日をもって推奨マークを使用することができない。

第15条 推奨マークの商標権等

推奨マークの商標権はPETボトル協議会が保有している。PETボトル協議会は推奨マークが不正に使用された場合は、第14条③項に準じ、必要があれば法的措置をとることがある。

第16条 付則

この運用規則は2021年9月15日より施行する。

1995.	8.	24	PETボトルリサイクル推奨マーク運用細則	制定
2005.	4.	1	改定	第2条①
2011.	6.	1	改定	第2条①
2017.	10.	1	PETボトルリサイクル推奨マーク運用規則として制定 (PETボトルリサイクル推奨マーク運用細則をPETボ トルリサイクル推奨マーク使用規定と統合し、本運用規則 として 新規に制定)	
2021.	9.	15	改定	第3条、第5条